

事業者排出量削減報告書

| | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| (宛先) 京都府知事 | | 令和6年 7月 31日 | | | | | |
| 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801 | | 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） オムロン株式会社 代表取締役社長 CEO 辻永 順太 電話番号：075-344-7000 | | | | | |
| 主たる業種 | その他の産業用電気機械器具製造業 | 細分類番号 | 2 | 9 | 2 | 9 | |
| 事業者の区分 | 京都府地球温暖化対策条例施行規則 | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | | |
| 計画期間 | 令和5年4月から令和8年3月まで | | | | | | |
| 基本方針 | オムロン株式会社およびその子会社からなるオムロングループ（以下、オムロン）は、当社の企業理念に則って、気候変動問題に対する企業責任を果たします | | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | オムロンは、グローバルに環境マネジメント体制を構築し、継続的な改善を実施します。バリューチェーンを俯瞰した責任体制としては、社長CEOから権限移譲されたグローバル人財総務本部長、グローバル購買・品質・物流本部長、各事業部門長がそれぞれ責任を持って環境への対応を推進します。環境に関する重要な事項については、取締役会で決定します。決定された事項の執行状況を社長CEOが取締役に報告し、取締役会が監視・監督します | | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の量 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度 (令和2～4年度) | 第1年度 (令和5年度) | 第2年度 (令和6年度) | 第3年度 (令和7年度) | 増減率 | |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 6,202.7 トン | 1,093.8 トン | | | -82.4 パーセント | |
| | 評価の対象となる排出の量 | 7,078.7 トン | 1,093.8 トン | | | -84.6 パーセント | |
| | 実績に対する自己評価 | 電力会社とのCO2フリー電力契約や太陽光発電（オンサイトPPA）の増設、各事業所による省エネ活動の推進により、温室効果ガスの削減を実施。 | | | | | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 事業の用に供する建築物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度 (令和4年度) | 第1年度 (令和5年度) | 第2年度 (令和6年度) | 第3年度 (令和7年度) | 増減率 |
| | 事務所 | 事業活動に伴う排出の量 延床面積×1/100 | 5.43 | 0.96 | | | -82.32 パーセント |
| | | 事業活動に伴う排出の量 () | | | | | パーセント |
| | 実績に対する自己評価 | オフィスビル、研究所、工場と各事業所の性質が異なっているため延床面積あたりの排出量を共通の指標とした | | | | | |
| 重点的に実施する取組の実施状況 | | 基準年度 (令和4年度) | 第1年度 (令和5年度) | 第2年度 (令和6年度) | 第3年度 (令和7年度) | 備考 | |
| | | 37 パーセント | 62 パーセント | | | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> 適正な設備の運転。タイマー設定による自動消灯 京都事業所 CO2フリーの電力（買電および自己託送主体での設備稼働とし、都市ガス使用量削減のため、コジェネ利用を災害発生時の緊急時に限定することで、稼働を最大限抑制 京阪奈イノベーションセンター オンサイトPPA導入による太陽光発電を開始 綾部事業所 空調設備の効率的な運転 桂川事業所 | | | | | |
| | 令和6年度 | | | | | | |
| | 令和7年度 | | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置 | 措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車通勤は例外を除き認めていない 京都事業所 実施措置なし 京阪奈イノベーションセンター、綾部事業所 特別な理由がない限り、自家用車の通勤を禁止 桂川事業所 | | | | | |
| | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 | <ul style="list-style-type: none"> 問題なく実行できている 京都事業所 公共交通機関の利用を主としたことで、自動車通勤者の削減につながり、温室効果ガスの削減に貢献することができた 桂川事業所 | | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 区分 | 第1年度 (令和5年度) | 第2年度 (令和6年度) | 第3年度 (令和7年度) | 備考 | | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | | トン | トン | トン | | |
| | 地域産木材の利用によるもの | | トン | トン | トン | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | | トン | トン | トン | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | | トン | トン | トン | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの | | トン | トン | トン | | |
| 合計 | | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | 取組みなし | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。